

(案)  
市有財産貸借契約書

柏崎市（以下「甲」という。）と  
社会福祉法人泚山会（以下「乙」という。）とは、  
甲の所有する市有財産（以下「貸付物件」という。）について、次の条項により貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件及び設置物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在 ※別紙 市有財産貸借契約書・詳細 参照

名称 ※別紙 市有財産貸借契約書・詳細 参照

種類及び数量

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を次のとおり使用し、この目的以外に使用してはならない。

目的 ※別紙 市有財産貸借契約書・詳細 参照

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、「別紙・詳細の始期」から「別紙・詳細の終期」までとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、 0円とする。

（使用上の制限）

第6条 乙は、貸付物件について原状を変更（軽微な変更は除く。）しようとするときは、事前に甲に対して変更をしようとする理由及び計画を記載した書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（転貸・譲渡の禁止）

第7条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、若しくは貸付物件の貸借権を第三者に譲渡してはならない。

（物件保全義務）

第8条 乙は、善良な管理者として注意義務をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

（遵守事項）

第9条 別紙遵守事項を遵守する。

（疑義の決定）

第10条 この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

柏崎市中央町5番50号  
甲 柏崎市  
代表者 柏崎市長 会田 洋

柏崎市大字佐水3140番地  
乙 社会福祉法人 泚山会  
理事長 星 山 圭 鉦

## 別紙 遵守事項

### 1 維持及び修繕費用の負担

貸付物件の草刈等維持及び修繕に要する費用は、乙の負担とする。

### 2 かし担保

乙は、この契約を締結した後、貸付物件に数量の不足その他の隠れたかしを発見した場合であっても、損害賠償等を請求することができないものとする。

### 3 貸付物件の一部滅失

乙は、貸付物件に損害が生じたときは、速やかに甲にその損害の状況を書面で報告し、甲の指示を受けなければならない。

### 4 住所等の変更の届出

乙は、その住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）を変更したときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならない。

### 5 違約金

(1) 乙は、第3条、第6条、第7条又は第8条に定める義務に違反した場合には、第5条に規定する0円となっている貸付料に相当する額の30パーセントに相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

(2) 前項に定める違約金は8に定める損害賠償額の予定又はその一部と解してはならない。

### 6 契約の解除

(1) 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、甲は解除する日の6月前までにその旨を乙に通知するものとする。

① 甲において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。

② 甲において第三者に譲渡する等の事由により必要が生じたとき。

③ その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

④ その他管理上甲が特に必要と認めたとき。

(2) (1)③の規定により契約を解除するときは、前項の規定にかかわらず、甲は乙に予告をしないで契約を解除することができる。

(3) (1)③の規定により契約を解除した場合において、乙が損失を受けることがあっても、甲はその損失を補償しないものとする。

(4) 甲は、(1)③の規定により契約を解除した場合において、乙に対して、貸付けた日から解除の日までの期間については、第5条に規定する無償となっている貸付料に相当する額の金銭、解除の日の翌日から貸付物件の返還を受ける日までの期間については、第5条に規定する無償となっている貸付料の2倍に相当する額以下の金銭を請求することができる。

(5) 乙は、貸付物件が不用になったときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は解除する日の6月前までにその旨を甲に通知しなければならない。

### 7 貸付物件の返還

(1) 乙は第4条に定める貸付期間が満了したとき又は6の定めにより契約が解除されたときは、乙の責任と負担により貸付物件を原状に回復して、甲の指定する日までに返還しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めるときはこの限りではない。

(2) 乙は前項の貸付物件を返還するときは、解体により生じる廃棄物等を他の公衆に迷惑を及ぼさないよう処分しなければならない。

### 8 損害賠償

乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### 9 有益費等の請求権の放棄

乙は、第4条に定める貸付期間が満了し契約を更新しない場合又は6の定めにより契約を解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要経費及び有益費等については、その支出に関し甲の承認を受ける際甲乙協議して定めた場合を除き、甲に対しその償還等を請求することができない。

### 10 契約の費用

この契約の締結に関して必要な一切の費用については、すべて乙の負担とする。

### 11 契約の更新

乙は、貸付期間の満了後引き続き貸付物件を貸借しようとするときは、貸付期間満了の日の1月前までに甲にその旨を届け出なければならない。

12 専属的合意管轄

この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、新潟地方裁判所長岡支部をもって管轄裁判所とする。

市有財産貸借契約書・詳細

〒945-1115

住所 柏崎市大字佐水 3140 番地

氏名 社会福祉法人 泚山会

理事長 星 山 圭 敏 様

所在地	名称	数量	目的	貸付期間	貸付料
大字谷根字山 岸 3190 番 1	地域密着型介 護老人福祉施 設貸付地	5,327.20 m <sup>2</sup>	地域密着型 介護老人福 祉施設用地	平成22年 6月 日 (校舎等建物譲与契約議決日) から 平成52年 3月31日	0円
大字谷根字山 岸 3186 番 8	地域密着型介 護老人福祉施 設貸付地	444.75 m <sup>2</sup>	地域密着型 介護老人福 祉施設用地	平成22年 6月 日 (校舎等建物譲与契約議決日) から 平成52年 3月31日	0円
大字谷根字山 岸 3209 番 5	地域密着型介 護老人福祉施 設貸付地	437.00 m <sup>2</sup>	地域密着型 介護老人福 祉施設用地	平成22年 6月 日 (校舎等建物譲与契約議決日) から 平成52年 3月31日	0円
大字谷根字山 岸 3210 番 2	地域密着型介 護老人福祉施 設貸付地	288.00 m <sup>2</sup>	地域密着型 介護老人福 祉施設用地	平成22年 6月 日 (校舎等建物譲与契約議決日) から 平成52年 3月31日	0円
大字谷根字山 岸 3211 番 2	地域密着型介 護老人福祉施 設貸付地	8.16 m <sup>2</sup>	地域密着型 介護老人福 祉施設用地	平成22年 6月 日 (校舎等建物譲与契約議決日) から 平成52年 3月31日	0円
貸付料合計					0円

頁計：

頁： 1